

その4 地域生活支援事業

地

地域生活支援事業は、市町村が実施主体となる事業で、障がいのある人がその能力や適性に応じて自立した日常生活または社会生活を営むためのサービスを提供するものです。

相談支援事業

- 障がい者相談支援事業
- 自立支援協議会
- 市町村相談支援機能強化事業
- 住宅入居等支援事業
- 成年後見制度利用支援事業



相談支援事業については、障がい種別にかかわらず誰もが相談に応じられるよう、専門職員の配置を図るなど総合的な相談支援体制の確立を図ります。その上で、障がい者相談支援事業として、福祉サービスの利用援助、社会生活を高めるための支援、専門機関の紹介等の相談支援を行います。また、地域において相談支援事業を適切に実施していくために自



立支援協議会を中心に、相談支援事業の運営評価、困難事例の対応のあり方についての協議及び指導・

助言を行うとともに、関係機関によるネットワーク構築を図ります。住宅入居等支援事業については、

賃貸契約による一般住宅への入居契約手続きに係る支援、保証人が必要となる場合における調整、入居後の緊急時における対応等を行うことで、障がいのある人の地域生活を支援します。

成年後見制度利用支援事業については、障がいのある人の権利擁護を進めるために、成年後見制度の利用促進を図るとともに、制度の利用を引き続き支援します。

コミュニケーション支援事業

聴覚及び音声・言語機能に障がいのある人の外出や社会参加を支援するため、地域における手話通訳者や要約筆記者を把握するとともに、ボランティア団体や手話サークル等との連携を強化し、手話通訳者や要約筆記者の人材の養成・確保に努めます。

日常生活用具給付事業

日常生活用具の利用希望者の把握に努めるとともに、事業の周知を図り、障がいの種別や程度等の特性に合った適切な日常生活用具の給付に努めます。

移動支援事業

障がいのある人の社会参加や余暇活動を促すため、利用ニーズを把握し、適切なサービスを提供できるように努めます。また、福祉サービス事業者へ、専門的人材の確保及びその質的向上を図るよう働きかけていきます。さらに障がいのある人の外出を支えるボランティアの育成支援に努めます。

地域活動支援センター事業

専門職員を配置し、福祉・保健・医療・教育及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及・啓発、社会適応の支援等の事業を推進します。また、地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努め、障がいの特性に合わせた活動の場の拡大及び活動内容の充実を図ります。

その他事業

- 日中一時支援事業等
- 社会参加促進事業
- 手話奉仕員養成研修事業
- 訪問入浴サービス事業
- 施設入所者就職支度金給付事業



事業内容の広報・啓発に努めるとともに、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援に努めます。

日中一時支援事業については、福祉サービス事業者と連携し、必要なサービス量の確保に努めます。